手配旅行条件書（国内）

この書面は、旅行業法第 12 条の４による取引条件説明書および同法第 12 条の５による契約書面の一部となります。

1．手配旅行契約

（1）「手配旅行契約」(以下単に「旅行契約」といいます。）とは、トヨタファイナンス株式会社（愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号、東京都知事登録旅行業第 2 種-8259 号、以下「当社」といいます。）がお客様の依頼により、お客様が当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

（2）当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用及び当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。かかる費用及び旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）を併せて、以下「旅行代金」といいます。

（3）旅行契約の内容・条件は、この書面に定めるほか、当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

（4）当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。

（5）当社は、旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

2．申込金と契約の成立

（1）当社は、原則としてお電話等にてクレジットカードをお持ちのご本人様から旅行契約のお申し込みを承ります。この際、お客様は、クレジットカードの会員番号、有効期限及びご参加される全員の氏名、年齢、住所並びに依頼しようとする旅行サービスの内容その他の当社が定める必要事項(以下「必要事項」といいます)を当社にお申し出いただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。

（2）旅行契約は、クレジットカードのほか、現金振込みの方法による支払いも承ります。この場合、お客様は、申込金を支払う必要があります。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金の一部として取り扱われます。

（3）旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込下さい。

（4）本項第 1 号の方法でお申込みいただく旅行契約(以下「通信契約」といいます)は、当社が申込みを承諾する旨の通知を発した時点で成立します。但し、当該契約の申込を承諾する旨の通知を電子メール等で行う場合は、当該通知がお客様に到達したときに通信契約が成立します。本項第 2 号の方法により旅行代金を支払う場合は、旅行契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込書を受理した時に成立します。

（5）通信契約での「カード利用日」は、お客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合には契約成立日、後者の場合には当社がお客様に払い戻す額を通知した日となります。

（6）与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料及び当社所定の取消手続料金を申し受けます。

3．お申し込み条件

（1）健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。また、(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて、当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、手配先の機関にお申し出の内容をお伝えします。この場合、手配先の機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったとき、当該費用はお客様の負担とします。

（2）前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

（3）お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業若しくは総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的若しくは不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為若しくはこれらに準ずる行為などを行った場合、又は風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損し若しくは業務を妨害する行為若しくはこれらに準ずる行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

（4）18 才未満の方が旅行契約を申し込む場合、は親権者の同意が必要です。

（5）お客様のクレジットカードがご利用いただけないとき、又はお客様がクレジットカードにより決済すべき旅行代金等に係る債務の額が、クレジットカードのご利用限度額を超えるときその他債務の一部又は全部をカード会員規約に従って決済できないときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4．旅行業務取扱料金

（1）当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること)などに対して、旅行業務取扱料金を申し受けます。裏面にて旅行業務取扱料金をご確認ください。

5．ご旅行代金

（1）ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

（2）通信契約を締結したときは、当社は、当社又は当社提携のクレジットカード会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。

（3）当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

6．旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料その他の手配の変更に要する費用(すでに航空券を発行している場合払戻手数料を含みます。)

②当社所定の変更手続料金

7．旅行契約の解除

（1）お客様が旅行契約を解除するときは、当社は、以下の料金を申し受けます。

①第 4 項に掲げる旅行業務取扱料金

②お客様がすでに提供を受けた旅行サービスにかかる費用

③お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に対して既に支払い、又はこれから支払うべき費用

④旅行サービスの手配の取消に係わる取消手続料金

（2）お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合、当社に対して暴力的若しくは不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為若しくはこれらに準ずる行為を行った場合、又は風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損し、若しくは業務を妨害する行為若しくはこれらに準ずる行為を行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は、前号に規定されている料金を申し受けます。

（3）お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときや、通信契約についてお客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部をカード会員規約に従って決済できなくなったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は、第 1 号に規定されている料金を申し受けます。

8．団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

（1）当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

（2）当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

（3）契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第 10 項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

（4）契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（5）当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

（6）旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

9．当社の責任と損害賠償・免責事項

［手配旅行］

（1）旅行契約に関する当社の責任と損害賠償

当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して 2 年以内にお申出があった場合に限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

（2）旅行契約に関する免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前賠償の責任を負いません。

ア.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害

イ.食中毒

ウ.お客様ご自身の故意又は過失による損害

エ.その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

（3）旅行契約に関するお客様の責任

ア.お客様の故意又は過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

イ.お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

ウ.お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

（4）特別補償規程の不適用

旅行契約については、当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

［旅行相談］

（5）旅行相談契約に関する当社の責任及び免責

ア.旅行相談契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して 6 ヵ月以内に通知があった場合に限ります。

イ.当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

10．個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの受付および旅行サービスの提供に際し、適正に取得したお客様の個人情報を下記の目的のために利用します。

① 当社は、旅行申し込みの際にお申し出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

② 当社は、お申し込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続、当社の旅行契約上の責任、事故等の費用等を担保する保険の手続き等に必要な範囲内で、運送・宿泊機関等および保険会社、手配代行者に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。

③ 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名および搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。

なお、その他の当社における個人情報の取扱いについては、当社が発行し、利用者が保有するクレジットカードの会員規約をご参照ください。

【別表】運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

切符の種類	払いもどしの条件	手数料
乗車券 普通回数乗車券 急行券 自由席特急券 自由席グリーン券	使用開始前で 有効期間内	220 円
立席特急券	出発時刻まで	220 円
指定席特急券 指定席グリーン券	列車出発の 2 日前まで	340 円
寝台券 指定席券	出発日の前日から 出発時刻まで	30% 最低 340 円

1.JR

（1）割引きっぷは、個別に手数料を定めてあります。係員にお尋ねください。

（2）乗車券は、未使用の営業キロが 100 キロを越える場合、旅行開始後であっても有効期間内であれば払いもどすことができます(ただし条件があります)詳しくは係員にお尋ねください。

（3）バス乗車券の払戻手数料については、係員にお尋ねください。(注)一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

2.航空

（1）払戻しは航空券と引換えに有効期間及び有効期間満了日の翌日から起算して 10 日以内に限り行います。

（2）座席予約済の航空券を払い戻す場合、取消時刻により、各航空会社の定めた約款規定による払戻手数料及び取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ねください。

3.JR・航空以外の運送機関(私鉄・バス・フェリー等)

（1）取消料は、各運輸機関の約款・規定によります(取消料には消費税が含まれています)。

（2）払戻しは、発行日又は利用日により 1 ヶ月以内に限ってお取扱いします。

4.宿泊

（1）お申込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取扱料金を引いた残額を、払戻しいたします。

（2）払戻しは、発行日又はご利用日により1ヶ月以内に限って、宿泊確認証等発行支店にてお取扱いします。

（3）取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

旅行業務取扱料金表

区分	内容	料金	記事
(1)取扱料金	ア．宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 550 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1,100 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1,100 円、航空券予約・発券 1 名様 1 区間につき 1,100 円の合算額を下限とします。	イ．旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。 ロ．手配とは、予約を伴わない発券のみも含みます。 ハ．同一施設に連泊の場合は 1 件 1 手配として扱います。 ニ．「運送機関等を手配する」とは、JR を除く私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。 ホ．同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1 件 1 手配として扱います。 ヘ．「観光券等を手配する」とは TDR、USJ を除く入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。同一施設の手配は、人数に関わらず 1 件 1 手配として扱います。また、ウエディング（挙式場・フォト等）の手配も含まれます。
	イ．宿泊機関等を単一に手配する場合	宿泊機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内（下限 550 円）	
	ウ．運送機関等を単一に手配する場合	運送機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内（下限 1,100 円） ※費用が 5,500 円未満の場合は、取扱料金 1,100 円 申し受けます。	
	エ．観光券等を単一に手配する場合	観光券等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内（下限 1,100 円） ※費用が 5,500 円未満の場合は、取扱料金 1,100 円 申し受けます。	
	オ．航空券を単一に手配する場合	1 名様 1 区間につき航空運賃の 20%以内（下限 1,100 円）、航空運賃が 5,500 円未満の場合は、取扱料金は 1,100 円を申し受けます。	
(2)変更手続料金 (3)取消手続料金		当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 550 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1,100 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1,100 円、航空券 1 人 1 区間につき 1,100 円の合算額を下限とします。 ※東京ディズニーリゾート指定入場日の 15 日前までの払い戻しの際 1 葉につき 110 円	イ．手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は、変更の都度、申し受けます。 ロ．上記〔1〕取扱料金は、別途収受いたします。 ハ．宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。 ニ．東京ディズニーリゾートは以下の場合は収受しない・所定の取消料を収受して払い戻しのとき（指定入場日の 14 日前以降）・各種変更（券種、氏名など）が理由で払い戻しのとき
(4)相談料金	ア．お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金：30 分 2,200 円 以降 30 分毎に 2,200 円	
	イ．旅行日程表の作成	1 件 2,200 円	
	ウ．旅行代金見積書の作成	1 件 2,200 円	
	エ．旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4 版）1 枚につき 1,100 円	
	オ．お客様の依頼による出張相談	当社ではお取り扱いしておりません。	
(5)空港等でのあっ旋サービス料金		当社ではお取り扱いしておりません。	
(6)添乗サービス料金		添乗員 1 名 1 日につき 33,000 円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
(7)通信連絡料金	お客様のご依頼により、緊急に現地手配取消・変更等のために通信連絡を行った場合	1 件につき 550 円	電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

注 1．上記の各料金については、消費税が含まれています。
注 2．「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
注 3．上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
注 4．上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻しません。
注 5．変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、【別表】運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料とは別に申し受けます。

トヨタファイナンス株式会社
東京都知事登録旅行業第 2-8259 号
(一社)日本旅行業協会正会員

取扱営業所　：トラベルデスク
所在地　　：愛知県名古屋市中区錦 2-17-21
　　NTT データ伏見ビル
電話番号　：0800-700-8160
定休日　　：土日祝・年末年始（12/30-1/3）
営業時間　：9：00-17：00
総合旅行業務取扱管理者：砂川　照雄　木村正人

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

0304-9Z-114196701

2023.11 現在

手配旅行条件書（海外）

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

(1) トヨタファイナンス株式会社（愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号、東京都知事登録旅行業第 2 種-8259 号、以下「当社」といいます。）とお客様とは、手配旅行契約（以下単に「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2)当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等（以下「旅行サービス提供機関」といいます。）の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

(3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、所定の取扱料金を申し受けます。

(4)旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款の確認をご希望の方は当社にご請求ください。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

（1）当社は、原則として、お電話等にてのクレジットカードをお持ちのご本人から旅行契約のお申し込みを承ります。お申し込みの際、お客様は、クレジットカードの会員番号、有効期限及びご参加される全員の氏名、年齢、住所、ならびに、ご利用を希望される旅行サービスの内容その他の当社が定める必要事項(以下「必要事項」といいます。)を当社にお申し出いただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。

（2）旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。）は、クレジットカード決済の方法のほか、現金振込みの方法による支払いも承ります。現金振り込みの方法による場合、お客様は、当社が別に定める申込金をお支払いいただく必要があります。申込金は、旅行代金の一部として取り扱われます。

（3）本項第(1)号の方法でお申込みいただく旅行契約(以下「通信契約」といいます。)は、当社が申込みを承諾する旨の通知を発した時点で成立します。但し、当該契約の申込を承諾する旨の通知を電子メール等で行う場合は、当該通知がお客様に到達したときに通信契約が成立します。ただし、現金振込みの方法により旅行代金をお支払いいただく場合は、旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、当社が別に定める申込金を受理したときに成立いたします。

（4）「カード利用日」とは、お客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、次号又は第 8 項に基づき旅行契約が解除されたときは、旅行代金から第 8 項第(2)号に定める料金を差し引いた額をお客様又は当社による解除の申出日の翌日から起算して 7 日以内をカード利用日として払い戻します。

（5）与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第 8 項第(2)号に定める料金を申し受けます。

3. お申し込み条件

（1）健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。また、旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて、当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、手配先の旅行サービス提供機関にお申し出の内容をお伝えします。この場合、手配先の旅行サービス提供機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったとき、当該費用はお客様の負担とします。

（2）前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

（3）お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業若しくは総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的若しくは不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為若しくはこれらに準ずる行為などを行った場合、又は風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損し若しくは業務を妨害する行為若しくはこれらに準ずる行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

（4）18 才未満の方が旅行契約を申し込まれる場合、親権者の同意が必要となります。

（5）お客様のクレジットカードがご利用いただけないとき、又はお客様がクレジットカードにより決済すべき旅行代金に係る債務の額が、クレジットカードのご利用限度額を超えるとき、その他債務の一部又は全部を決済できないことが見込まれるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、契約内容確認書面等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

(1)旅行代金は契約書面に記載した日までにお支払いください。

(2)当社は、旅行開始前において、旅行サービス提供機関の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(3)当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

(4)当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様の承諾があるときは、当社または当社提携のクレジットカード会社のカードにより、お客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含む）や取消料、違約料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日（お客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。以下同じ。）は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、お客様が当社との間で、渡航手続代行契約を締結したときは、当社は、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。なお、この場合であっても、当社は、お客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなかったときは、一切の責任を負いません。

7. 旅行契約内容の変更

お客様から旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

① 手配済の旅行サービスを取り消す際に旅行サービス提供機関に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）その他の手配の変更に要する費用
② 当社所定の変更手続料金

8. 旅行契約の解除

(1)お客様が旅行契約を解除するときは、当社は本項第(4)号に定める料金を申し受けます。

(2)お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。この場合、お客様に、当社に対して本項第(4)号に定める料金をお支払いいただきます。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することができます。この場合、お客様に、当社に対して本項第(4)号に定める料金をお支払いいただきます。

(4)本項第(1)号、第(2)号及び第(3)号に該当するときは、次の料金をお支払いいただきます。

① お客様が既に受けた旅行サービスの対価、又は未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）
② 当社所定の取消手続料金
③ 当社が得るはずであった取扱料金

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

(1)当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

(3)契約責任者は、旅行契約締結後、当社が定める日までに構成員の名簿を提出しなければなりません。契約責任者は、契約責任者が、構成員の個人情報を当社に対して提供することについて、あらかじめ、構成員本人の同意を得るものとします。

(4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

(5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

(6)旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

10. 当社の責任と損害賠償・免責事項

(1)当社の責任の範囲は、第 1 項第(2)号に記載した手配行為に限定されます。

(2)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合においては、当社は本項第(2)号の責任を負いません。

① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
② 旅行サービス提供機関の事故、火災により発生する損害
③ 旅行サービス提供機関のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
④ 官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤ 食中毒
⑥ 盗難
⑦ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更
⑧ お客様ご自身の故意又は過失による損害
⑨ その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(4)手荷物について生じた本項第(2)号の損害につきましては、同号の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が負担する賠償金の額は旅行者 1 名あたり最高 15 万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 特別補償規程の不適用

手配旅行契約については、当社旅行業約款別紙の特別補償規程の適用はありません。

13. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。当社は、外務省「海外危険情報」が「レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発出されている国・地域への旅行手配はお受けいたしません。また「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」が発出されている国や地域への旅行手配は、業務渡航等のやむを得ない場合を除き、お受けいたしません。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ：https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/」へのご登録をお勧めします。

14. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：https://www.forth.go.jp/」をご確認ください。

15. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、トラベルデスクにお問い合わせください。

16. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの受付及び旅行サービスの提供に際し、適正に取得したお客様の個人情報を下記の目的のために利用します。

① 当社は、旅行申し込みの際にお申し出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

② 当社は、お申し込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続、当社の旅行契約上の責任、事故等の費用等を担保する保険の手続き等に必要な範囲内で、旅行サービス提供機関及び保険会社、手配代行者（いずれも海外移転を含みます。）に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。

③ なお、その他の当社における個人情報の取扱いについては、当社が発行し、利用者が保有するクレジットカードの会員規約をご参照ください。

④ 当社が上記②においてお客様の個人情報を海外移転する先の外国の法制度については、当社ホームページ（https://www.toyota-finance.co.jp/company/compliance/privacypolicy.html）をご参照ください。

⑤ 当社が②においてお客様の個人情報を海外移転する先の事業者は、原則として OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置を講じていますが、措置の一部が講じられていない場合は個別の取引条件説明書面においてその旨及びその内容について情報提供します。

17. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込がされている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3)海外ホテルの一部においては、TravelscapeLLC（Expedia グループ）のプランを使用します。利用規約は（https://developer.expediapartnersolutions.com/terms/ja）をご参照ください。

(4)現地ツアーの場合の運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。

トヨタファイナンス株式会社
東京都知事登録　旅行業第 2-8259 号
（一社）日本旅行協会正会員
取扱営業所：トラベルデスク
所在地：愛知県名古屋市中区錦 2-17-21　NTT データ伏見ビル
電話番号：0800-700-8160
定休日：土日祝・年末年始（12/30-1/3）
営業時間：9：00-17：00
総合旅行業務取扱管理者：砂川　照雄　木村正人

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

旅行業務取扱料金表

毎度、当社をご利用いただきありがとうございます。当社では、お客様との旅行の契約、ご旅行の相談に際しまして下記の取扱料金を申し受けます。
なお、この旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。さらにお客様へのサービス向上に努力してまいりますのでなにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

【海外旅行】

内容			取扱料金	変更手続料金	取消手続料金	特記事項
取扱料金および変更・取消料金	運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合		ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内	下限は各取扱料金の合算額とします
	ホテル	1手配	ご旅行費用総額の20%以内（下限2,200円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限2,200円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限2,200円）	
	レンタカー・鉄道	1手配	現在お取り扱いをしておりません			
	現地発着ツアー・送迎・ガイド	1手配	ご旅行費用総額の20%以内（下限5,500円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限3,300円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限3,300円）	
	船舶・レストラン・現地入場券・その他サービス	1手配	ご旅行費用総額の20%以内（下限5,500円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限3,300円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限3,300円）	入場券の変更・払戻はできません。
	日本発国際線航空券 海外発航空券	1名様 1件	ご旅行費用総額の20%以内（下限11,000円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限11,000円）	ご旅行費用総額の20%以内（下限11,000円）	イ. ご案内書面をご覧ください。 ロ. 航空運賃が55,000円未満の場合、取扱料金は11,000円申し受けます。 ハ. 未使用航空券の清算手続は、1名様1件につき7,700円申し受けます。 ニ. EMD(電子証票)発行の場合、取扱料金お1人様１サービスにつき7,700円申し受けます。 ホ. Eチケット発券不可時に航空会社カウンター発券の場合、取扱手数料１名様につき7,700円申し受けます。 ヘ. 発券のみの場合おいても取扱料金を申し受けます。 ト. 世界一周航空券は取扱できない場合があります。 チ.「ご旅行費用総額」は航空運賃、サーチャージ、空港税を含む総額をいいます。
	緊急手配料金	1名様 1件	普通運賃航空券・正規割引航空券 ご出発前々日～前日 3,300円 ご出発同日6,600円			

ご旅行相談

内容	料金
(1)お客様の旅行計画作成のための相談	現在お取り扱いをしておりません
(2)旅行日程表の作成	
(3)旅行代金見積書の作成	
(4)旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	
(5)お客様の依頼による出張相談	

【注】

1．上記の各料金については、消費税が含まれています。（※「添乗サービス料金」の但書部分については、消費税の対象となっていないため、含まれておりません。）
2．上記の各料金は手続きお申込み後、旅行を中止される場合でも払戻いたしません。取扱・変更手続料金は当該手続を取消される場合でも払戻いたしません。
ご旅行相談料金は旅行契約を締結しない場合、解除される場合でも払戻いたしません。
3．上記の各料金には電話料、通信費、送料等実費は含まれません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
4．「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の名目で運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます
5．「1手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供機関等が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます
6．変更・取消手続料は、手配着手後の変更・取消より申し受けます。

0399-9Z-114528502（2025.07）